電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第23-1小委員会
事務局	一般社団法人　日本配線システム工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	**JIS C 8281-1**（20XX）
対応国際規格番号（版）	**IEC 60669-1** 第4版(2017)
規格タイトル	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第1部：一般要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	配線器具（タンブラースイッチ，ロータリスイッチ，押しボタンスイッチ，プルスイッチ，街灯スイッチ，その他の点滅器）
廃止する基準及び有効期間	旧版である **J60669-1**(H26)は，**J60669-2-1**(XXX)，**J60669-2-2**(H26)，及び**J60669-2-3**(H26)の改正後に廃止する。

＜審議中に問題となったこと＞

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は次のとおりである。

a) 対応国際規格にない多くのデビエーション（差異事項）を残すか否かが議論となった。旧規格では，電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第四（以下，“別表第四”という。）配線器具で設計したスイッチをカバーするため，対応国際規格にないデビエーションが多く追加されていた。しかし，それらの製品は，別表第四を基礎とする **JIS C 8300**（配線器具の安全性）でカバーできるため，対応国際規格に合わせ最小限のデビエーションにとどめ，それ以外を削除することにした。

b) **JIS C 8300** 制定によって，この規格と **JIS C 8300** との棲み分けが不明確になるため，棲み分け方が議論となった。この規格のスイッチは，電気設備の技術基準の解釈（以下，“電技解釈”という。）の第218条（IEC工事）の下で施工し，**JIS C 8300** のスイッチは，電技解釈の第217条まで（在来工事）の下で施工する棲み分け方にした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
箇条1	**適用範囲**：**JIS C 3664**（絶縁ケーブルの導体）以外のJISによる断面積の導体（日本独自の電線サイズ）を接続するスイッチ“タイプ2”に対するデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の電線サイズを接続するスイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
	適用範囲：この規格のスイッチはIECの施工規則である**JIS C 60364**（低圧電気設備）（規格群）の規定による施設で使用する旨を明記した。	この規格のスイッチは，電技解釈の第218条で採用している**JIS C 60364**（規格群）で規定するIEC工事の下で施工することを意図しているため。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
6.2	**定格**：**JIS C 3664**以外のJISによる断面積の導体（日本独自の電線サイズ）を接続するスイッチ“タイプ2”の定格のデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の電線サイズを使用するスイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
7.1.9A	**分類**：“**JIS C 3664**による断面積の導体を接続するスイッチ（タイプ1）”と“**JIS C 3664**以外のJISによる断面積の導体を接続するスイッチ（タイプ2）”とを分類するデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の電線サイズを使用するスイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
7.1.9B	**分類**：対応国際規格で規定する絶縁距離を適用する“表20を適用するスイッチ”と別表第四で規定する絶遠距離を適用する“附属書JAを適用するスイッチ”とを分類するデビエーションを削除した。	附属書JA（別表第四の絶縁距離）を適用するスイッチをカバーしないようにしたため。
8.1	**表示**：この規格のスイッチは，**JIS C 60364**の規定による施設で使用する旨のカタログ記載の義務をデビエーションとして追加した。	この規格のスイッチは，IEC工事で施工されることを意図した製品であり，IEC工事の下に使用する旨を本体またはカタログ，仕様書，施工説明書に記載し，施工業者等に周知するため。
8.2	**表示**：別表第四で認められている交流の記号“AC”，接地側の記号“N”でもよい旨のデビエーションを削除した。	対応国際規格に整合するため。
10.3	**感電に対する保護**：電線の引張荷重を100 Nとした試験に耐えるものは，金属製のカバー又はカバープレートの絶縁内貼りの要求を緩和できるデビエーションを削除した。	対応国際規格に整合するため。
11.1	**接地接続の手段**：電線の引張荷重を100 Nとした試験に耐えるものは，金属製カバープレートの要求を緩和できるデビエーションを削除した。	対応国際規格に整合するため。
箇条 12	**端子**：日本独自の電線サイズを接続するスイッチ“タイプ2”の端子のデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の電線サイズを使用するスイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
箇条 13	**構造**：日本独自の電線サイズを接続するスイッチ“タイプ2”の構造上のデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の電線サイズを使用するスイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
19.3	**平常動作**：配電システムのタイプによる Ipeak 及び I^2t を選定する表19に，我が国の配電電圧100/200Vが無いため，注記として“120/208”の欄の値と同等とみなす旨を追加した。	我が国の配電電圧100/200Vの Ipeak 及び I^2t を明確にするため。

項目番号	概　要	理　由
23.1A	**沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離**：附属書JA（別表第四の絶縁距離）として緩和した絶縁距離を認めるデビエーションを削除した。	電技解釈の第218条（IEC工事）の下で使用されるスイッチであり，日本独自の絶縁距離を使用するスイッチをカバーしないようにしたため。
附属書	**附属書**：附属書JA（別表第四の絶縁距離）を削除した。	附属書JAを適用するスイッチをカバーしないようにしたため。

＜主な改正点＞

主な改正点は、次のとおりである。

a)　定格 (箇条 **6**)

－ 対応国際規格の改正に合わせ，定格電圧に 220V 及び 240V，定格電流に 13A を追加した。

b)　分類 (箇条 **7**)

－ 旧規格では, 固体異物の侵入に対し IP2X, IP4X 及び IP5X の３つの分類, 水の有害な浸入に対し IPX0, IPX2，IPX3，IPX4 及び IPX5 の５つの分類であったが，対応国際規格の改正に合わせ，“**JIS C 0920** で記述する” 分類に変更した。

－ 対応国際規格の改正に合わせ，スイッチの分類に使用する負荷の種類へ，“制御装置内蔵形ランプ ”及び“制御装置非内蔵形ランプ ”を追加した。

c)　表示 (箇条 **8**)

－ 対応国際規格の改正に合わせ，単線専用端子の記号“ **r** ”を追加した。

d)　接地接続の手段 (箇条 **11**)

－ 対応国際規格の改正に合わせ，“外部等電位端子は 6 mm^2 以上の導体が接続できる”要求を削除した。

e)　温度上昇 (箇条 **17**)

－ 対応国際規格の改正に合わせ，パイロットランプ内蔵スイッチの外部表面温度の上昇値を厳しくした。例：非金属材のノブ，ハンドル，センサー表面などは，“60 K”を“45 K”に変更。

f)　平常動作（箇条 **19**）

－ 対応国際規格の改正に合わせ，蛍光灯用スイッチの試験を制御装置非内蔵形ランプ用スイッチの試験と制御装置内蔵形ランプ用スイッチとに分け，制御装置非内蔵形ランプを模擬した図 12a の負荷回路及び，制御装置内蔵形ランプを模擬した図 12b の負荷回路でそれぞれ試験する内容を追加した。

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8281-1（20XX）　規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ 第1部：一般要求事項

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	**4 一般要求事項** スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは，通常の使用時にその性能が確保でき，JIS Z 8051に規定するように，危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって，安全性を確保するような構造で，組み立てなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	**4 一般要求事項** スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは，通常の使用時にその性能が確保でき，JIS Z 8051に規定するように，危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって，安全性を確保するような構造で，組み立てなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条13	**11 接地接続の手段** **11.1** 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることができる金属部は，接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。 **13 構造** **13.1** 絶縁物の内張り，隔壁などは，十分な機械的強度をもち，確実な方法で固定しなければならない。	

					13.3.1 感電に対して保護する，カバー，カバープレート，操作部又はそれらの部分は，有効な固定によって，複数箇所で所定の位置に保持するようになっていなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8	**8 表示** **8.1 全般** カタログ，仕様書又は施工説明書へは，スイッチが，JIS C 60364（規格群）に規定する施設で使用する旨を記載しなければならない。 **8.7 表示に対する追加要求** スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合，特別な措置の詳細は，スイッチの取扱説明書に記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 箇条19 箇条20	**15 耐老化性、スイッチの外郭による保護及び耐湿性** **15.1 耐老化性** スイッチは経年劣化に耐えなければならない。 **15.3 耐湿性** スイッチは，通常の使用状態で発生する可能性がある湿気に耐えなければならない。） **19 平常動作** **19.1** スイッチは，過度の破損，その他の有害な影響を受けず，通常の使用状態で起こる機械的，電気的及び熱的応力に耐えなければならない。 **20 機械的強度**	

					20.1 アクセサリ，露出取付ボックス，ねじ込み式グランド（パッキン押さえ）及び覆いは，その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように，十分な機械的強度をもたなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 15	**10 感電に対する保護** **10.1 充電部接触の防止** スイッチは，通常の使用状態に取り付け，結線したとき，工具を用いないで外すことができる部品を外した後であっても充電部に接触できないような構造でなければならない。 **15 耐老化性、スイッチの外郭による保護及び耐湿性** **15.2 スイッチの外郭による保護** **15.2.1 全般** スイッチの外郭は，スイッチのIP分類に従って，危険部分への接近及び外部固形物の侵入による有害な影響及び水の浸入による有害な影響に対する保護を備えていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 21	**10 感電に対する保護** **10.3** 通常に使用するとき，スイッチの人が触れることができる部品は，次を除いて，絶縁材料製でなければならない。 **21 耐熱性** **21.1** スイッチ及びボックスは，十分な耐熱性をもたなければならない。	

				箇条 22 箇条 24 箇条 25	**22 ねじ、通電部及び接続部** **22.5** 端子（接地端子も含む。）を含む通電部は，アクセサリに発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度，導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 **22.6** 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は，耐腐食性金属でなければならない。 **24 絶縁材料の耐過熱性，耐火性及び耐トラッキング性** **24.2 耐トラッキング性** IPコードがIPX0を超えるスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は，耐トラッキング性材料でなければならない。 **25 防腐食性** **25** カバー及びボックスを含む鉄製部品は，さびに対して適切に保護していなければならない。	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 10	**10 感電に対する保護** **10.1 充電部接触の防止** スイッチは，通常の使用状態に取り付け，結線したとき，工具を使用しないで外すことができる部品を外した後でも充電部に接触できないように設計していなければならない。	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 16	**16 絶縁抵抗及び耐電圧** **16.1** スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧性能は，十分で	

					なければならない。適否は，15.3（耐湿性）の試験の直後に，試験のために工具を用いないで試験品から取り外した部分を再組立し，その後，試験品を規定温度の恒温槽内又は室内で，16.2及び16.3の試験によって判定する。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 箇条 23	**16 絶縁抵抗及び耐電圧** **16.1** スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は，十分でなければならない。 **23 沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離** **23.1** 沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は，表 20 に規定する値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 箇条 24	**21 耐熱性** **21 .1**スイッチ及びボックスは，十分な耐熱性をもたなければならない。 **24 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性** **24.1 耐過熱性及び耐火性** 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ，その劣化が，スイッチの安全を損なう絶縁材料の部分は，異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危	■該当	箇条 17	**17 温度上昇**	

		害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□非該当		**17.1** スイッチは，通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	**4 一般要求事項** スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは，通常の使用時にその性能が確保でき，JIS Z 8051に規定するように，危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって，安全性を確保するような構造で，組み立てなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 箇条20 箇条22	**13 構造** **13.1** 絶縁物の内張り，隔壁などは，十分な機械的強度をもち，確実な方法で固定しなければならない。 **20 機械的強度** **20.1** アクセサリ，露出取付ボックス，ねじ込み式グランド（パッキン押さえ）及び覆いは，その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように，十分な機械的強度をもたなければならない。 **22 ねじ、通電部及び接続部** **22.1** 電気的及び機械的接続部は，通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条21	**21 耐熱性** **21.2 基本の耐熱試験** 試験品は，温度が100±2℃の恒温槽内に1時間放置する。シーリングコンパウンドがある場合には，充電部	

					が露出する状態まで流出してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない。	スイッチは一般に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を出さない品目であり非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4	**4 一般要求事項** スイッチ及び露出形スイッチ取付用ボックスは，通常の使用時にその性能が確保でき，JIS Z 8051に規定するように，危険（リスク）を許容できるレベルに引き下げることによって，安全性を確保するような構造で，組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない。	スイッチは一般にそれ自体が始動・停止しない品目であるため非該当とする。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない。	スイッチは一般にそれ自体が始動・停止しない品目であるため非該当とする。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害	□該当	―	この規格では規定しない。	スイッチは一般

条第3項	び停止による危害の防止	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■非該当			にそれ自体が始動・停止しない品目であるため非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12	**12 端子** **12.2 外部銅導体接続用ねじ形端子** **12.2.1** ねじ形端子は，表 4 に規定する公称断面積をもつ非可とう銅導体専用，又は非可とう銅導体と可とう銅導体との両方に適さなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	箇条 26	**26 電磁環境両立性（EMC）** **26.1 イミュニティ** この規格の適用範囲内のスイッチは，電磁妨害に耐えるので，イミュニティ試験は必要としない。	スイッチは電磁的妨害によって障害が生じない品目であり，非該当とする。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	箇条 26	**26 電磁環境両立性（EMC）** **26.2 エミッション** 電磁妨害は，開閉動作中に限り発生することがあるが，これは，連続的でないことからエミッション試験は必要としない。	スイッチは放送受信の機能に障害を及ぼす雑音を連続的に外部に発生しない品目であり，非該当とする。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四	■該当 □非該当	箇条 8	**8 表示** **8.3 表示の視認性**	

		号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。			表示は，裸眼又は矯正視力で拡大せずに，はっきり見えなければならない。 **8.8 耐久性** 表示は，耐久性があって，読みやすくなければならない。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	スイッチは，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	スイッチは，長期使用製品安全表

	度による表示）	消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				示制度の対象外であり，非該当とする。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	スイッチは，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	スイッチは，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。

		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				